

平成 28 年度

デイサービスセンターひぐらし苑（通所介護事業・介護予防通所介護事業）事業報告

社会福祉法人 暁福祉会

1. 基本方針

介護保険法に規定される「地域密着通所介護事業」「予防通所介護事業」を実施。利用者の要支援・要介護状態の軽減もしくは悪化の防止又は要支援・要介護状態になる事の予防に資する為、その目標を設定し、計画的に支援・介護を実施する。

また、自らが提供する支援・介護の質の評価を行い、常にその改善を図る。

(具体的方針)

- (1) 通所介護計画・介護予防通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行う。
- (2) 通所介護の提供にあたっては、懇切丁寧に行う事を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービス提供方法について、理解しやすいように説明を行う。
- (3) 通所介護の提供にあたっては、介護技術の進歩に対応し適切な技術をもってサービスを行う。
- (4) 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、相談援助等の生活相談、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供し、認知症状態にある要支援要介護者に対しては、必要に応じその特性に応じたサービスを行う。
- (5) 居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努める。
- (6) 利用者からの相談・苦情処理に関する業務については、苦情処理規定に基づき、円滑かつ迅速に対応できるよう共同体制を整える。

2. 従業員等

- (1) 管理者 1 名 (介護職員を兼ねる)
- (2) 生活相談員 5 名 (4 名は介護職員を兼ねる)
- (3) 看護職員 2 名 (機能訓練指導員を兼ねる)
- (4) 介護職員 7 名
- (5) 事務長 1 名 (各施設の事務長を兼ねる)